日野市

グリーン購入ガイドライン

本ガイドラインでは、特定調達品目及び判断の基準並びに調達目標を示します。

〇特定調達品目：重点的に環境物品等（環境負荷の低減に資する物品・役務）の調達を推進すべき品目

２２分野２８７品目

目 次

1.紙類 ・・・1

2.文具類 ・・・1

3.オフィス家具類 ・・・4

4.画像機器等 ・・・6

5.電子計算機等 ・・8

6.オフィス機器等 ・・・11

7.移動電話等 ・・・11

8.家電製品 ・・12

9.エアコンディショナー等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

10.温水器等 ・・・15

11.照明 ・・・16

12.自動車等 ・・・18

13.消火器 ・・19

14.制服･作業服等 ・・19

15.インテリア･寝装寝具 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20

16.作業手袋 ・・22

17.その他の繊維製品 ・・23

18.設備 ・・・24

19.災害備蓄用品 ・・29

20.公共工事 ・・30

21.役務 ・・・33

22.ごみ袋等 ・・43

■1 紙類

参考となる環境ラベル等

エコマーク

＊エコマーク認定品（NO.106,107,108）は、グリーン購入法に適合しています。

■特定調達品目及びその判断の基準	
コピー用紙	総合評価値が 80 以上 バージンパルプの合法性の担保 総合評価値・内訳の表示
塗工されていない印刷用紙 塗工されている印刷用紙	総合評価値が 80 以上 原料の持続可能性の担保（※注 以外の原料の不使用） バージンパルプの合法性の担保 総合評価値・内訳のウエブサイト等による情報提供
フォーム用紙 インクジェットカラープリンター用塗工紙	古紙パルプ配合率 70%以上 白色度 70% 程度以下（フォーム用紙） バージンパルプの合法性の担保 塗工量が両面で 12g/㎡以下（フォーム用紙） 塗工量が両面で 20g/ ㎡以下、片面 12g/ ㎡以下（ インクジェットカラープリンター用塗工紙）
トイレットペーパー ティッシュペーパー	古紙パルプ配合率 100%

※注 古紙パルプ、森林認証材パルプ、間伐材パルプ、管理木材パルプ、その他持続可能性を目指したパルプ

■対象範囲・定義

印刷用紙の対象について、「塗工されていない印刷用紙」には、非塗工印刷用紙が該当し、「塗工されている印刷用紙」には、塗工印刷用紙（アート紙、コート紙、軽量コート紙等）、微塗工印刷用紙等が該当する。

■2 文具類

参考となる環境ラベル等

エコマーク

＊エコマーク認定品（No.112）は、グリーン購入法に適合しています。

■特定調達品目及びその判断の基準	
【文具類の共通基準が適用される品目】 シャープペンシル シャープペンシル替芯 マーキングペン 鉛筆 印章セット 印箱 公印 ゴム印 回転ゴム印 定規 トレー 消しゴム ステープラー（汎用型以外） ステープラー針リムーバー 事務用修正具（液状） 製本テープ ペンスタンド クリップケース はさみ マグネット（玉） マグネット（バー） テープカッター パンチ（手動） モルトケース（紙めくり用ｽﾎﾟﾝｼﾞｹｰｽ） 紙めくりクリーム 鉛筆削（手動） OA クリーナー（液タイプ） レターケース マウスパッド 丸刃式紙裁断機 カッターナイフ カッティングマット デスクマット 絵の具 墨汁 のり（液状）（補充用を含む。） のり（澱粉のり）（補充用を含む。） のり（固形）（補充用を含む。） のり（テープ） ファイル（プラ製、木製） バインダー（プラ製、木製） ファイリング用品 アルバム（台紙を含む） カードケース パンチラベル	次のいずれかの要件を満たすこと ●文具共通基準※又は個別基準を満たすこと *主要材料に木質又は紙が含まれる場合（古紙パルプ配合率100％品を除く）は、合法性の確認が必要 ●エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること 【※文具類の共通基準】 〇金属を除く主要材料がプラスチックの場合 プラスチック重量比で再生プラスチック配合率 40％以上 （ポストコンシューマ材料は 20％以上）又はバイオマスプラスチックを使用 〇金属を除く主要材料が木質の場合 間伐材、端材等の再生資源又は合法材の使用 〇金属を除く主要材料が紙の場合 古紙パルプ配合率 50％以上 バージンパルプの合法性の担保 〇大部分の材質が金属類の場合 ・ 原材料使用量の削減及び部品等の軽量化・減量化 ・ 異種材料間の簡易分解性 （安全性の観点から必要性のある部品を除く） 〇大部分の材料が金属類の場合 ・原材料使用量の削減及び部品等の軽量化・減量化 ・異種材料間の易分解性（安全性の観点から必要性のある部品を除く）

付箋フィルム 黒板拭き ホワイトボード用イレーザー 額縁 缶・ボトルつぶし機（手動） 名札（机上用） 名札（衣服取付型・首下げ型） 鍵かけ（フックを含む。）	
ボールペン	共通基準に加え、芯が交換できること。
OA フィルター（枠あり）	共通基準を満たすこと、またはバイオマスプラスチックの使用 枠部は再生プラスチックが枠部全体重量比 50%以上使用
スタンプ台 朱肉 ステープラー（汎用型） 連射式クリップ（本体） 事務用修正具（テープ） ブックスタンド OA クリーナー（ｳｴｯﾄﾀｲﾌﾟ） メディアケース 絵筆 ファイル（紙製） バインダー（紙製） つづりひも タックラベル インデックス 付箋紙 ごみ箱 リサイクルボックス グラウンド用白線	【金属部を除く主要材料が下記を満たすこと】 再生プラスチック配合率 70%以上又はバイオマスプラスチックの使用 （ポストコンシューマ材料は 35%以 上） ※いずれもプラスチック重量比 ＊ステープラー（汎用型）は機構部分を除く重量比 古紙パルプ配合率 70%以上 ＊メディアケースについては、スリムタイ プも可 ＊グラウンド用白線については、再生材料 が 70% 以上
けい紙 起案用紙 ノート	●主要材料が古紙パルプ配合率 70%以上 ●塗工されているものは塗工量が両面で 30g/㎡以下。又は、塗工されている印刷用紙の判断の基準を満たすこと ●塗工されていないものは、白色度が 70 %程度以下
クラフトテープ 両面粘着紙テープ 事務用封筒（紙製）	●古紙パルプ配合率 40%以上
窓付き封筒（紙製）	●古紙パルプ配合率 40%以上 ●窓部分のプラスチックフィルムについては、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックの使用
布粘着テープ（プラスチック製クロステープを含む。）	●テープ基材（ラミネート層を除くことができる）は、再生プラスチック配合率 40%以上又はバイオプラスチックの使用
OHP フィルム	●再生プラスチック配合率 30%以上 ●再生プラスチック配合率 30%以上又はバイオマスプラスチックの使用（インクジェット用の場合）
チョーク	●再生材料 10% 以上
梱包用バンド	【主要材料が下記を満たすこと】 ●古紙パルプ配合率 100% ●ポストコンシューマプラスチックが 25%以上 ※ PET ボトルリサイクル品は除く
ダストブロワー	●噴射剤にフロン類が使用されていないこと

テープ印字機等用カセット	●文具類共通の判断を満たす又は次の要件を満たすこと ➢消耗品が交換できることの表示 ➢5 回以上繰り返し使用可能 ➢使用済み製品の回収システムの保有 ➢使用済み製品の部品の再資源化率 95%以上
テープ印字機等用テープ	●文具類共通の判断を満たす又は次の要件を満たすこと ➢テープ部分を交換することでテープ印字機等をそのまま使用できること

■対象範囲・定義

- 大部分の材料が金属類に該当しない場合かつ金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは対象外とする。
- 「主要材料」とは、製品の構成材料として、消耗部分、粘着部分を除いた製品重量の 50%以上を占める材料とする。
- 再生材料配合率の基準は、金属を除く主要材料に適用する。
- 「大部分の材料が金属類」とは、消耗品、粘着部分を除いた製品全体重量の 95%以上が金属類である製品をいう。
- 「消耗部分」とは、使用することにより消耗する部分をいう。なお、消耗部分が交換可能な場合(カートリッジ等)は、交換可能な部分全てを、消耗部分が交換不可能な場合(ワンウエイ)は、当該部分(インク等)のみ当該製品の再生材料の配合率を算定する分母及び分子から除く。
- 「粘着部分」とは、主としてラベル等に用いる感圧接着剤を塗布した面をいう。なお、粘着材及び剥離紙・剥離基材(台紙)を当該製品の再生材料の配合率を算定する分母及び分子から除く。
- 「ステープラー(汎用型)」とは、10 号のつづり針を使用するハンディタイプのものをいう。それ以外を「ステープラー(汎用型以外)」とし、針を用いない方式のものを含む。
- 「ファイル」とは、おおむね記録済みの文書をとじ、又は、はさみ入れて整理・保管することのできる表紙をいう(フラットファイル、パイプ式ファイル、とじこみ表紙、ファスナー(とじ具)、コンピュータ用キャップ式等)及び穴をあけずにとじる各種ファイル(フォルダー、ホルダー、ボックスファイル、ドキュメントファイル、透明ポケット式ファイル、スクラップブック、Z 式ファイル、クリップファイル、用箋挟、図面ファイル、ケースファイル等)。
- 「バインダー」とはおおむね未記録のとじ穴のある用紙(ルーズリーフ、帳票等)を挿入し、記録できる、とじ具付き表紙(MP バインダー、リングバインダー等)をいう。
- 「ファイリング用品」とは、ファイル又はバインダーに補充し用いる背見出し、ポケット、仕切紙をいう。
- 「メディアケース」の対象は、CD、DVD 及び BD 用とする。
- 「古紙パルプ配合率」「再生プラスチック」「ポストコンシューマ材料」「地球温暖化係数」の定義は 「用語の定義」を参照。
- 古紙の定義等については、「用語の定義 に記載。
- ダストブロワーの「フロン類」とは、フロン排出抑制法第 2 条第 1 項に定める物質をいい、対象となる物品は、同法第 2 条第 2 項の指定製品である

■3 オフィス家具等

参考となる環境ラベル等 エコマーク	＊エコマーク(No.130)認定品は、グリーン購入法に適合しています。
JOIFA グリーンマーク	＊JOIFA グリーンマーク製品は、グリーン購入法に適合 しています。

■特定調達品目及びその判断の基準	
いす 机 棚 収納用什器(棚以外) ローパーティション コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード 個室ブース ディスプレイスタンド	【オフィス家具等12品目共通】 ・主要材料ごとに定められた判断基準を満たす又はエコマーク認定基準若しくは同等の基準を満たすこと。保守部品又は消耗品が生産終了後5年以 上の要件については、主要材料の種類を問わず全品目に適用 1－1　大部分の材料が金属類の棚、収納用什器のうち収納庫・棚 ・棚板の機能重量が 0.1 以下(棚板のあるもの) ・単一素材分解可能率が 90%以上 ・リデュース、リサイクルに配慮された設計 1－2　大部分の材料が金属類の棚、収納用什器のうち、棚板のないもの及びディスプレイスタンド ・単一素材分解可能率が 90%以上 ・リデュース、リサイクルに配慮された設計 3.主要素材がプラスチックのもの ・再生プラスチックがプラスチック重量比 10%以上又はバイオプラスチックが 25%以上かつバイオポリマー含有率が 10%以上 4.主要素材が木材のもの ・間伐材、端材等の再生資源又は合法材 ※間伐材に係る合法性認定の手続きは、クリーンウッド法の対象物品か否かで異なる。 ・ホルムアルデヒドの放散速度が 0.02mg/㎡h以下 5.主要素材が紙のもの ・古紙パルプ配合率 50%以上 ・バージンパルプの合法性の担保

■対象範囲・定義

- 「大部分の材料が金属類」とは、製品に使用されている金属類が製品全体重量の 95%以上であるものをいい、当該判断の基準は棚、収納用什器、ディスプレイスタンドに適用される。棚板の機能重量の基準は、収納庫及び書架・軽量棚・中量棚の棚板に適用される。
- 主要材料とは、製品の構成材料(紙材、木質材、プラスチック材)が製品重量の 50%以上を占める材料。ただし、各々の構成材料が 50%に満たない場合には紙、木質、プラスチックの 3 つの材料のうち、最も質量割合が高い材料をいう。
- 「ホワイトボード」とは、黒板以外の各種方式の筆記ボードをいう。
- 「古紙パルプ配合率」「再生プラスチック」「地球温暖化係数」の定義は p.12「用語の定義」を参照。
- 古紙の定義等については、p.16 に記載。
- 個室ブースは、Web 会議等を行うスペースとして利用するための、ドア及び天井で囲われた移動や移設が可能なブースをいう。詳細は、JOIFA 発行の「グリーン購入法の手引」を参照。
- ディスプレイスタンドは、ディスプレイを固定する機能を有する、自立する家具をいう。詳細は、JOIFA 発行の「グリーン購入法の手引」を参照。
- 定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント(ISO14040 及び 14044)、カーボンフットプリント ガイドライン(令和 5 年 5 月 経済産業省・環境省作成)等に整合して算定したものとする。詳細は、巻末の「2. 参考資料」を参照。
- 「ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品」とは、J クレジット、JCM、地域版 J クレジット等、我が国の温室効果ガスインベントリに反映できるクレジットを調達し、ライフサイクル全般にわたる温室効果ガスがオフセットされた製品をいう。適用するクレジットは今後拡大する等の検討を行うこととしている。

■4 画像機器等

□コピー機等、プリンタ等、ファクリミリ、スキャナ

参考となる環境ラベル等 エコマーク		＊エコマーク(No.155)認定品は、グリーン購入法に 適合しています。
国際エネルギースタープログラム(エネスタ)		＊国際エネルギープログラムの画像機器(Ver.3.0)適合機種は、グリーン購入法の消費電力に係る判断の基準を満たしています。 (コピー機、リユース機、プロ用機器は、Ver.2.0 を適用)

■特定調達品目及びその判断の基準	
コピー機 複合機 拡張性のあるデジタルコピー機	共通基準を満たすことに加えて、品目ごとの個別基準を満たすこと 【共通基準】 基準値1は下記の 1～5 の要件、基準値 2 は下記の 2～5 の要件を満たすこと。 1.定量的環境情報(カーボンフットプリント)の開示 2.特定の化学物質が含有率基準値以下、含有情報の公表 3.製品の回収・リサイクルシステムの保有等 4.少なくとも 25gを超える再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品の使用(資源有効利用推進法の特定再利用業種に該当する機器に適用) 5.紙類の判断の基準を満たした用紙の使用が可能 【個別基準】 〇複合機 国際エネルギースタープログラム適合(Ver.3.0) ※基本方針の表 2-1～表 5 は、国際エネルギースタープログラム(Ver.3.0)の 基準。 ※リユースに配慮した複合機及びプロ用複合機については、経過措置適用により Ver.2.0 を満たすことでよい(表 6-1 及び表 6-2)。 〇コピー機・拡張性のあるデジタルコピー機 国際エネルギースタープログラム適合(Ver.2.0) ※基本方針の表 1-1～表 1-3 は、国際エネルギースタープログラム (Ver.2.0)の基準。
プリンタ プリンタ複合機	1. 国際エネルギースタープログラム適合(Ver.3.0) 2. 特定の化学物質が含有率基準値以下、含有情報の公表 3. 少なくとも部品の一つへの再生プラスチック又は再使用プラスチック部品の使用(インパクト方式の機器には非適用) 4. 紙類の判断の基準を満たした用紙の使用が可能
ファクシミリ	1. 国際エネルギースタープログラム適合(Ver.2.0) 2. 特定の化学物質が含有率基準値以下、含有情報の公表
スキャナ	1. 国際エネルギースタープログラム適合(Ver.3.0) 2. 特定の化学物質が含有率基準値以下、含有情報の公表

■対象範囲・定義

＜**コピー機**＞紙などの画像原本からハードコピーの印刷物の生成を唯一の機能とする画像機器。
＜**複合機**＞コピー機能に加え、プリント、ファクシミリ送信又はスキャンのうち 1 以上の機能を持つ機器。
＜**拡張性のあるデジタルコピー機**＞コピー機にオプションを装着することにより複合機となる機器。
＜**リユースに配慮したコピー機（リユース機）**＞コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機の対象は、新造機及びリユース機とする。リユース機には、再生型機と部品リユース型機がある。
・「再生型機」とは、使用済みの製品を部分分解し、再使用できない一部の部品を交換して組み立てた製品。
・「部品リユース型機」とは、使用済みの製品を全分解し、再使用できる部品を使用して再度組み立てた製品。
＜**プリンタ複合機**＞プリント機能に加えて、コピー、ファクシミリ送信又はスキャンのうち、1 以上の機能を有する（合わせて 2 以上）機器をいう。「複合機」は複写機由来、「プリンタ複合機」はプリンタ由来でベースとなる機器で判別できる。

□プロジェクタ

参考となる環境ラベル等

エコマーク

＊エコマーク（No.145）認定品は、グリーン購入法に適合しています。

■特定調達品目及びその判断の基準

プロジェクタ

○次の1又は2のいずれかの要件をみたすこと

1. 次の要件を満たすこと

ア. 製品本体の重量が、下記の基準値以下であること。

光源	タイプ	5000ml未満（単位：kg）	5000ml以上（単位：kg）
個体光源以外	一般品	0.0012×lm×1.0×1.0	0.0030×lm×1.0×1.0
	単焦点	0.0012×lm×1.2×1.0	0.0030×lm×1.2×1.0
	超単焦点	0.0012×lm×1.5×1.0	0.0030×lm×1.5×1.0
個体光源	一般品	0.0012×lm×1.0×2.0	0.0030×lm×1.0×2.0
	単焦点	0.0012×lm×1.2×2.0	0.0030×lm×1.2×2.0
	超単焦点	0.0012×lm×1.5×2.0	0.0030×lm×1.5×2.0

イ. 消費電力が、下記の基準値以下であること。

【個体光源以外（単位：W）

一般品	0.070×lm×1.0×1.0+85
単焦点	0.070×lm×1.1×1.0+85
超単焦点	0.070×lm×1.2×1.0+85

【個体光源（LED、レーザー等）（単位：W）

一般品	0.070×lm×1.0×1.5+85
単焦点	0.070×lm×1.1×1.5+85
超単焦点	0.070×lm×1.2×1.5+85

※φ=lm（ルーメン）、α、β は係数

ウ.待機時消費電力が 0.4W 以下であること（ネットワーク待機時は適用外）

エ.光源ランプに水銀を使用している場合は、水銀の使用に関する注意喚起及び適切な廃棄方法等に関する情報提供がなされていること、かつ、使用済の光源ランプ又は製品を回収する仕組みがあること。

オ.保守部品又は消耗品の供給期間は、当該製品の製造終了後 5 年以上であること。

カ.特定の化学物質が含有率基準値以下であり、含有情報が公表されていること。

2. エコマーク認定基準を満たすこと、又は同等のものであること

■対象範囲・定義

・ 会議室、教室、講堂等で使用する機器が対象（令和 6 年度より 5000lm 以上の機器も対象）。

□トナーカートリッジ、インクカートリッジ

参考となる環境ラベル等	
エコマーク	＊エコマーク(No132,142)認定品は、グリーン購入法に適合しています。

トナーカートリッジ インクカートリッジ	以下の1又は2のいずれかを満たすこと。 1.以下のア～キの基準を満たすこと。 ア. 使用済カートリッジの回収システムがあること。 イ. 回収部品の再使用・マテリアルリサイクル率が下記の基準を満たすこと。 ア. トナーカートリッジ:50%以上 イ. インクカートリッジ:25%以上 ウ. 回収部品の再資源化率が 95%以上であること。 エ. 回収部品のうち、再利用できない部分は減量化等した上で適正処理され、単純埋立てされないこと。 オ. トナー又はインクの化学安全性が確認されていること。 カ. 特定調達物品の使用が可能であること。 キ. 感光体は、カドミウム、鉛、水銀、セレン及びその化合物を含まないこと(トナーカートリッジに適用)。 2.エコマーク認定基準を満たすこと、又は同等のものであること。

■対象範囲・定義
・ 新品(純正メーカー品)及び再生品(リユース品)が対象。 ・ トナー容器単体で構成される製品は対象外としているが、調達時にプリンタ本体機器に装着されている場合は対象となる。 ・ インク容器単体で構成される製品はインクカートリッジには含まれないものとする。

■5 電子計算機等

□電子計算機

参考となる環境ラベル等	
エコマーク	＊エコマーク(No.119)認定品は、グリーン購入法に 適合しています。
国際エネルギースタープログラム(エネスタ)	＊クライアント型電子計算機については、国際エネルギースタープログラムのコンピュータ Ver.8.0 以上に適合する機種は、電子計算機の消費電力に係る判断の基準を満たしています。
省エネラベリング制度	＊電子計算機(サーバ型、クライアント型)については、省エネラベルの緑色のマークの製品は、消費電力に係る判断の基準を満たしています。

■特定調達品目及びその判断の基準	
電子計算機	1. エネルギー消費効率が、下記を満たすこと。 【サーバ型電子計算機】 省エネ法トップランナー基準を満たすこと(100%以上達成) 【クライアント型電子計算機】 下記のいずれかを満たすこと。 ア. 省エネトップランナー基準を満たすこと(100%以上達成)

イ. 国際エネルギースタープログラム(Ver.8.0 以上)の基準を満たすこと。

区分	対象	エネルギー消費効率基準値（省エネ法）	エネルギー消費効率基準値（エネスタ）
サーバ型	ネットワークを介してサービス等を提供するために設計されたもの	表１	－
クライアント型	サーバ型以外のもの【デスクトップ、ノートブック、省スペース型デスクトップ、ネットブック等】	表２	ENERGY STAR Ver.8.0 以上 基本方針の表は 3-1~3-8 に対応

※ 表 1 及び表 2 は、基本方針の「電子計算機」の表番号を指します。

2. 特定の化学物質が含有率基準値以下であり、含有情報が公開されていること。
3. 搭載機器・機能の簡素化がなされていること(一般行政事務用ノート PC に適用)。
   - 内蔵モデム、CD/DVD、BD ドライブ等は非搭載(カスタマイズ可能)であること。
   - USB インターフェースが 2 つ以上あること。
   - 赤外線通信ポート、シリアルポート、パラレルポート、PC カード、S-ビデオ端子等 は装備されていないこと。
4. 少なくとも筐体又は部品の一つに、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックが使用されていること(プラスチックが使用される場合に適用)。
   - 本体機器に付属する AC アダプタ等を含む。サーバ型電子計算機及びシンクライアントには適用しない。

■対象範囲・定義

- 対象機種は、適用する基準(省エネ法又は国際エネルギースタープログラム)の対象範囲と同一とする。ノート PC にはスレート PC、2in1PC を含む。タブレット PC 等は対象に含まれない。
- 「一般行政事務用ノート PC」とは、行政事務用として使用するノートパソコンであって、モバイル用を除く。
- 備考 16の「本体機器」とは、電気・電子機器の中で、その機能を発揮する上で不可欠であって基本となるものをいう。判断の基準⑤の筐体又は部品には、ケーブル、付属の CD 等は含まない。

□磁気ディスク装置、ディスプレイ、記録用メディア

■特定調達品目及びその判断の基準

磁気ディスク装置

省エネラベリング制度

1. 省エネ法に基づくエネルギー消費効率が下記の区分ごとの達成率基準値を満たすこと
　＊省エネラベル緑色のものは、消費電力に係る判断の基準を満たしています。
　＊磁気ディスク装置 1 台当たりのディスクドライブ搭載が 12 台以上のものは、基準を緩和しています。

区分			基準エネルギー消費効率又は算定式	トップランナー基準達成率
ディスクドライブ搭載数	外形寸法	ディスク枚数		
1台	-	1枚	E=exp(2.98×ln(N)-30.8)	100%
		2枚又は3枚	E=exp(2.98×ln(N)-31.2)	100%
		4枚以上	E=exp(2.11×ln(N)-23.5)	100%
2台以上11台以下	-	-	E=exp(1.56×ln(N)-17.7)	100%
12台以上	3.5型を含む構成	-	0.00213	80%
	2.5型のみの構成	-	E=exp(0.952×ln(N)-14.2)/0.5	50%

ディスプレイ

1. 国際エネルギースタープログラム基準適合(Ver.8.0)
　＊国際エネルギースタープログラム基準適合機種は、消費電力に係る判断の基準を満たしています。
2. 特定の化学物質が含有率基準値以下かつ、含有情報の公表
3. 動作が再開されたとき、自動的に使用可能な状態に復帰
　＊エコマーク認定品(No.119)は、グリーン購入法に適合しています。

記録用メディア

【次のいずれかを満たすこと】
1. 再生プラスチックがプラスチック重量の 40%以上又は古紙パルプ配合率 70%以上
　＊エコマーク認定品(No.112)は、グリーン購入法に適合しています。
2. スリムタイプ又はスピンドルタイプ
3. バイオマスプラスチックの使用

■対象範囲・定義

＜磁気ディスク装置＞
・ 省エネ法の 2023 年度目標年度のトップランナー基準対象機種を対象とする。

＜ディスプレイ＞
・ 対象機器は国際エネルギースタープログラムと同様であり、コンピュータモニタ及びサイネージディスプレイ(タイルドディスプレイを含む)とする。コンピュータモニタは、卓上での使用を基本とし、かつ、一人が見ることを想定したものであり、サイネージディスプレイは、通常、卓上の使用を基本とせず、かつ、複数の人が見ることを想定したものであって、次の①から⑤の要件のうち、3つ以上を満たすものとする。
　① 対角線画面サイズが 30 インチを超えるもの
　② 最大公表輝度が 1 平方メートル当たり 400 カンデラ(400cd/㎡)を超えるもの
　③ 素密度が 1 平方インチ当たり 7,000 ピクセル(7,000 ピクセル/in2)以下であるもの
　④ 搭載スタンドなしで出荷するものであって、デスクトップ上のディスプレイを支えるよう設計される又は壁に垂直に取り付けるように構成されているもの
　⑤ RJ45 又は RS232 ポートを有するもの

＜記録用メディア＞
・ 直径 12cm の CD-R、CD-RW、DVD±R、DVD±RW、DVD-RAM、BD-R、BD-RE を対象とする。判断の基準はケースに適用される。

■6 オフィス機器等

□電子計算機

■特定調達品目及びその判断の基準	
シュレッダー	次の1又は2の要件を満たすこと。 1.次の要件を満たすこと。 ア. 待機時消費電力 1.5W 以下 イ. 低電力モード又はオフモードへの移行時間は 10 分以下 ウ. 特定の化学物質が含有基準値を超えないこと 2. エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。
デジタル印刷機	1. エネルギー消費効率の基準を満たす ※エコマーク認定品(No.133)は、グリーン購入法に適合しています。 2. 紙類の判断の基準を満たした用紙の使用が可能 3. 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと
掛時計	【次のいずれかの基準を満たすこと】 1. 太陽電池式(蓄電機能付で一次電池不要) 2. 太陽電池及び一次電池使用で一次電池が 5 年以上使用可能 3. 一次電池が 5 年以上使用可能 ※エコマーク認定品(No.134)は、グリーン購入法に適合しています
電子式卓上計算機(電卓)	1. 使用電力の 50%以上が太陽電池から供給されるもの 2. 再生プラスチック配合率 40%以上又はバイオプラスチックが使用されていること 3. 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと
一次電池又は 小形充電式電池 (単 1～単 4 形)	1. 一次電池はアルカリ相当以上(マンガン電池は非適合) 2. 小形充電式電池は充電式のニッケル水素電池等 ※JIS マーク製品のアルカリ電池以上の性能をもつ製品は、グリーン購入法に適合して います。

■対象範囲・定義
<シュレッダー>裁断モータの出力が 500W 以上のもの及び裁断を行っていないときに自動的に裁断モータが停止しないものは対象外。 **<デジタル印刷機>**デジタル製版機能を有した孔版方式の全自動印刷機が対象。 **<掛時計>**執務室、会議室等において使用する壁掛型の時計が対象。大型のものは対象外。 **<電子式卓上計算機(電卓)>**通常の行政事務の用に供するものが対象。 **<一次電池・小形充電式電池>**単 1～単 4 が対象。

■7 移動電話等

参考となる環境ラベル等 モバイル・リサイクル・ネットワーク	＊会員企業は回収及びマテリアルリサイクルのシステムに係る判断の基準を満たしています。

■特定調達品目及びその判断の基準	
携帯電話 PHS	1.ア又はイのいずれかを満たしていること ア.搭載機器・機能の簡素化(通話及びメール機能等に限定) イ.アプリケーションのバージョンアップが可能 2. 環境配慮設計の実施及びその内容のウエブサイト等への公表 3. 回収及びマテリアルリサイクルのシステムの構築 4. 再使用又は再生利用できない部分は適正処理の実施 5. バッテリ等の消耗品の修理システム(部品を 6 年以上保有)の構築 6. 特定の化学物質が含有率基準値以下、含有情報を公表 7. 再生プラスチックの配合率又はバイオマスプラスチックの配合率(バイオベース合成ポリマー含有率)情報のウエブサイト等における開示(プラスチックが使用されている場合)
スマートフォン	1. 環境配慮設計の実施及びその内容のウエブサイト等への公表 2. 回収及びマテリアルリサイクルのシステムの構築 3. 再使用又は再生利用できない部分は適正処理の実施 4. バッテリ等の消耗品の修理システム(部品を 6 年以上保有※)の構築 ※スマートフォンについては、当面の間、消耗部品等の保有期限を3年以上で可とする 5. 特定の化学物質が含有率基準値以下、含有情報の公表 6. 再生プラスチックの配合率又はバイオマスプラスチックの配合率(バイオベース合成ポリマー含有率)情報のウエブサイト等における開示(プラスチックが使用されている場合)

■対象範囲・定義
・ 携帯電話は通常の行政事務に使用するものが対象。PHS は内線等として使用されるものを含む。

■8 家電製品

□電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫

参考となる環境ラベル等

統一省エネラベル・省エネラベリング制度

＊電気冷蔵庫、電気冷凍庫及び電気冷凍冷蔵庫は、省エネラベル緑色のマーク製品のうち、2021 年度を目標年度とする省エネ法トップランナー基準達成率 100%以上の製品は判断の基準の「基準値 2」を満たしています。

＊統一省エネラベルは、省エネ基準達成率で適合性を確認することができます。

■特定調達品目及びその判断の基準	
電気冷蔵庫 電気冷凍庫 電気冷凍冷蔵庫	1. エネルギー消費効率が以下の基準を満たすこと。 【電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫】 基準値 1:省エネ基準達成率 105%以上 基準値 2:省エネ基準達成率 100%以上 【電気冷凍庫】 基準値1:省エネ基準達成率 110%以上 基準値2:省エネ基準達成率 100%以上 2. 冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。 3. 特定の化学物質が含有率基準値以下であり、含有情報が公表されていること(電気冷凍庫を除く)。

■対象範囲・定義
電気冷蔵庫等の対象は、省エネ法の対象機種とする。①熱電素子を使用するもの、②業務の用に供するために製造されたもの、③吸収式のもの、④ワイン貯蔵が主な用途であるもの、のいずれかに該当するものは、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫の対象外。

□テレビジョン受信機

参考となる環境ラベル等 エコマーク	＊エコマーク(No.152)認定品は、グリーン購入法に適合しています。
統一省エネラベル・省エネラベリング制度	＊省エネラベル緑色及びオレンジ色のマーク製品の一部はグリーン購入法の判断の基準を満たしています(2026 年度を目標年度とする省エネ法トップランナー基準に基づく達成率基準値による)。 ＊統一省エネラベルは、省エネ基準達成率で適合性を確認することができます。

■特定調達品目及びその判断の基準

テレビジョン受信機

1.エネルギー消費効率が、省エネ法トップランナー基準に基づく下記の達成率基準値を満たすこと。

パネル種類及び画素数	省エネ基準達成率／達成率基準値
液晶2K 未満	75%程度以上(100/133)
液晶2K 以上4K 未満	100%以上(100/100)
液晶4K 以上	71%程度以上(100/141)
有機EL	85%程度以上(100/118)

※付加機能を有するものは、機能ごとの想定消費電力量が許容される。

※8K テレビは対象外。

2.リモコン待機時の消費電力 0.5W 以下であること。

3.特定の化学物質が含有率基準値以下であり、含有情報が公表されていること。

■対象範囲・定義

テレビジョン受信機の対象は、省エネ法の対象機種とする。

□電気便座

参考となる環境ラベル等

統一省エネレベル

旧ラベル

新ラベル

新ラベル・旧ラベルともに、統一省エネラベルの年間消費電力量(kWh/年)を確認ください。

電気便座

基準エネルギー消費率が以下の数値を上回らないこと。

区分		基準エネルギー消費効率(年間消費電力量)
温水洗浄便座(洗浄機能有り)	貯湯式	172kWh/年 以下
	瞬間式	87kWh/年 以下

■対象範囲・定義

電気便座(温水洗浄便座)の対象は、省エネ法の対象機種とする。令和 5 年度から、暖房用の便座のみを有するものはグリーン購入法の対象から除外した。

□電子レンジ

■特定調達品目及びその判断の基準	
電子レンジ	1. 省エネ法に基づくエネルギー消費効率基準 100%以上達成 2. 待機時消費電力 0.05W 未満 3. 特定の化学物質が含有率基準値以下、含有情報の公表 ＊省エネラベル緑色のものは、消費電力に係る判断の基準を満たしています。

■対象範囲・定義
電子レンジの対象は、省エネ法の対象機種とする。

■9 エアコンディショナー等

□家庭用エアコンディショナー、業務用エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機、ストーブ

参考となる環境ラベル等		
統一省エネラベル		＊家庭用エアコンディショナーについては、統一省エネラベルのエネルギー消費効率が参考になります。 業務用エアコンディショナーの統一ラベルはありません。
JIS		＊ガスヒートポンプ式冷暖房機は、JIS 規格適合機種のうち、APFp1.07 以上が適合となります。
省エネ ラベリング制度		＊ストーブについては、省エネラベルが緑色の製品は判断の基準を満たしています。

■特定調達品目及びその判断の基準	
家庭用エアコンディショナー 業務用エアコンディショナー	1. 表の区分ごとの基準エネルギー消費効率を満たすこと。 【家庭用エアコンディショナー】 区分：家庭用エアコン／冷房能力：28kW 以下／判断の基準：省エネ法達成率100% 【業務用エアコンディショナー】 区分：業務用エアコン（ビル用マルチ以外）／冷房能力：28kW 以下／判断の基準 基準値1：設定なし／判断の基準 基準値2：省エネ法達成率 88%以上 区分：業務用エアコン（ビル用マルチ）／冷房能力：50.4kW 以下／判断の基準 基準値1：下記のいずれかを満たす ・省エネ法達成率100% ・省エネ法達成率88%以上 かつ冷媒の地球温暖化係数 750以下／判断の基準 基準値2：省エネ法達成率 88%以上 2. 冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は 750 以下であること。 3. 特定の化学物質が含有率基準値以下であり、含有情報が公表されていること。
ガスヒートポンプ式冷暖房機	1. 期間成績係数が 1.07 以上 2. オゾン層破壊物質不使用
ストーブ	省エネ法に基づくエネルギー消費効率基準達成率 100%以上

■対象範囲・定義

- 家庭用及び業務用エアコンディショナーの対象範囲は、省エネ法の対象機種とする。冷房能力が 28kW(マルチタイプのものは 50.4kW)を超えるものは、公共工事分野の対象。
- 冷房専用のもの、窓に設置するもの、壁を貫通して設置される構造のものは対象外。その他対象外となるものは省エネ法を参照。
- マルチタイプのものとは室外機 1 台に対し室内機を 2 台接続するもの。ビル用マルチエアコンディショナーとは、分離型であってマルチタイプのもののうち、室内機ごとに空気の温度又は湿度を調整することができるもの。
- ガスヒートポンプ式冷暖房機の対象範囲は、JIS 規格適合機種のうち、定格冷房能力が、7.1kW を超え 28kW 未満のものとする。
- ストーブは、省エネ法の対象(ガス又は灯油を燃料とするもの)に限る。

■10 温水器等

参考となる環境ラベル等

統一省エネラベル

ヒートポンプ

電気給湯器　ガス温水機器　石油温水機器

省エネラベリング制度

＊省エネラベル緑色のものは、エネルギー消費効率に係る判断の基準を満たしています。

■特定調達品目及びその判断の基準

ヒートポンプ式電気給湯器	【家庭用】 1.省エネ法トップランナー基準(2025 年度目標)達成率100%以上 2.ノンフロン機器であること 【業務用】 1. 年間加熱効率が、加熱能力が 20kW 以下の場合は 4.0、20kW を超える場合は 3.5 以上であること 2. オゾン層破壊物質の使用禁止
ガス温水機器	・潜熱回収型ガス温水機器は、省エネ法トップランナー基準(2025 年度目標)に基づくエネルギー消費効率が 90%以上(ガス瞬間湯沸器のうち強制通気式のもの、ガスふろがまを除く)(下表 1 参照) 表1 潜熱回収型ガス温水機器に係る判断の基準 区分 用途 / 通期方式 / 判断の基準【エネルギー消費効率】 ガス瞬間湯沸器 / 自然通気式 / 90%以上 ガス瞬間湯沸器 / 強制通気式 / トップランナー基準の達成 ガスふろがま / / トップランナー基準の達成 ガス暖房機器 / / 90%以上 ・ハイブリッド給湯器は、年間給湯効率が 108%以上 ・従来型機器は、省エネ法トップランナー基準(2025 年度目標)に基づくエネルギー消費効率が下表 2 の区分ごとの達成レベル以上 表2 従来型ガス温水機器に係る判断の基準及びトップランナー(2025 年度目標)基準達成レベル 区分 用途 / 通期方式 / 判断の基準【エネルギー消費効率】(トップランナー基準達成レベル) ガス瞬間湯沸器 / 自然通気式 / トップランナー基準の達成 ガス瞬間湯沸器 / 強制通気式 / トップランナー基準の93/100 (93%) ガスふろがま / / トップランナー基準の86/100 (86%) ガス暖房機器 / / トップランナー基準の91/100 (91%)

石油温水機器	・ 潜熱回収型石油温水機器は、省エネ法トップランナー基準（2025 年度目標）に基づくエネルギー消費効率が 90%以上（給湯用を除く）（下表 3 参照）

表3 潜熱回収型石油温水機器に係る判断の基準

区分			判断の基準【エネルギー消費効率】
用途		加熱方式	
給湯用のもの	浴用なし	瞬間型	トップランナー基準の達成
		貯湯式急速加熱型	トップランナー基準の達成
	浴用あり	瞬間型	トップランナー基準の達成
		貯湯式急速加熱型	トップランナー基準の達成
暖房用のもの		貯湯式急速加熱型	90%以上

・ 従来型機器は、省エネ法トップランナー基準（2025 年度目標）に基づくエネルギー消費効率が下表4の区分ごとの達成レベル以上

表4 従来型石油温水機器に係る判断の基準及びトップランナー（2025 年度目標）基準達成レベル

区分			判断の基準【エネルギー消費効率】（トップランナー基準達成レベル）
用途		加熱方式	
給湯用のもの	浴用なし	瞬間型	トップランナー基準の95/100（95%）
		貯湯式急速加熱型	トップランナー基準の90/100（90%）
	浴用あり	瞬間型	トップランナー基準の95/100（95%）
		貯湯式急速加熱型	トップランナー基準の90/100（90%）
暖房用のもの		貯湯式急速加熱型	トップランナー基準の95/100（95%）

ガス調理機器	・ 省エネ法トップランナー基準（2025 年度目標）達成率100%以上

■対象範囲・定義

- ヒートポンプ式電気給湯器（家庭用）、ガス温水機器、石油温水機器、ガス調理機器は、省エネ法の対象機種が対象となる。なお、ヒートポンプ式電気給湯器について、省エネ法の対象機種は CO2 を冷媒とする（エコキュート）JIS C 9220「家庭用ヒートポンプ給湯器」に規定するタンク容量のものとなっている。ただし、ヒートポンプで発生させた熱を給湯・ふろ保温以外に床暖房等の暖房へ利用する機能を有するものについては対象範囲から除外する。
- ヒートポンプ式電気給湯器（業務用）は、温水最高出口温度が 65°C以上の一過式の業務用の給湯器をいう。
- 従来型とは、JIS S 2091:2013 の4.4の a)の燃焼機器の種類に規定する潜熱回収型燃焼機器以外の機器をいう。

■11 照明

□照明器具

■特定調達品目及びその判断の基準

LED 照明器具	1.固有エネルギー消費効率、平均演色評価数 Ra 及びモジュール寿命が下表の基準 以上であること。 〇基準値 1 は、下記のいずれを満たすこととする。 ➢ 固有エネルギー消費効率が下表の基準値 1 の数値以上 ➢ 基準値 2 を満たし、かつ、初期照度補正制御、人感センサ制御、あかるさセンサ制御、調光制御等の省エネ効果の高い機能を付加 〇基準値 2 は、固有エネルギー消費効率が下表の基準値 2 の数値以上

固有エネルギー消費効率の基準（単位：lm/W）

光源色	区分	LED 照明器具				
		一般	ダウンライト	高天井器具	投光器	防犯灯
昼光色、昼白色、白色	基準値1	144	114	156	-	-
	基準値2	120	95	130	105	80
温白色、電球色	基準値1	102	96	102	-	-
	基準値2	85	80	85	90	対象外

※ダウンライト、高天井器具の定義は解説を参照

	2.平均演色評価数Raは80以上であること。(ダウンライト、高天井器具、投光器、防犯灯は70以上) 3.LEDモジュール寿命は 40,000 時間以上であること。 4.特定の化学物質が含有率基準値以下であり、含有情報が公表されていること。
LED を光源とした内照明式表示灯	1. 定格寿命が 30,000 時間以上であること。 2. 特定の化学物質が含有率基準値以下であり、含有情報が公表されていること。

■対象範囲・定義

・ LED 照明器具の対象は、照明用白色 LED を用いた、つり下げ形、じか付け形、埋込み形及び壁付け形として使用する LED 照明器具並びに投光器及び防犯灯とする。ただし、従来の蛍光ランプで使用されている口金から給電される LED ランプを装着するための器具は、当面の間は対象外。また、「誘導灯及び誘導標識の基準 (平成 11 年消防庁告示第 2 号)」に定める誘導灯、又は建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 126 の5に定める非常用の照明装置のうち、蓄電池や非常用電源により停電時のみ点灯する専用型は対象外(通常時も点灯する兼用型は対象)。
・ LED を光源とした内照式表示灯の対象は、表示板、案内板等を対象とする。ただし、「誘導灯及び誘導標識の基準(平成 11 年消防庁告示第 2 号)」に定める誘導灯は、内照式表示灯には含まれない。
・ LED 照明器具の「投光器」「ダウンライト」及び「高天井器具」の定義は、JIS Z 8113:1998(照明用語)に規定されるものとする。高天井器具は、定格光束 11,000lm 以上のものとする。
・ LED 照明器具の防犯灯とは、道路等に設置し、犯罪の防止と安全通行の確保等を図る観点から必要な照度を確保することを目的とした照明灯をいう。
・ LED を光源とした内照式表示灯の「定格寿命」とは、光源の初期の光束が 50%まで減衰するまでの時間とする。
・ LED 照明器具の「LED モジュール寿命」及び電球形 LED ランプの「定格寿命」は、光源の初期の光束が 70%まで減衰するまでの時間とする。

□ランプ

参考となる環境ラベル等

エコマーク

＊電球形 LED ランプについて、エコマーク(No.150)認定品はグリーン購入法に適合しています。

■特定調達品目及びその判断の基準

電球形 LED ランプ

●以下のランプ効率、演色性能評価数(Ra)、定格寿命を満たすこと、又はエコマーク認定基準若しくはそれと同等の基準を満たすこと。

光源色	ランプ効率		演色性(Ra)	定格寿命
	E26/E17 口金 GX53 口金	左記以外		
昼光色	110.0 lm/W以上	80 lm/W以上	Ra70 以上	40,000 時間以上
昼白色				
白色				
温白色	98.6 lm/W以上	70 lm/W以上		
電球色				
ビーム開き 90 度未満の反射形	-	50 lm/W以上	Ra70 以上	30, 000 時間以上

＊ 電源電圧50V以下、Ra90以上、調光器対応機能付きの場合は、E26/E17口金、GX53口金以外の基準を適用。調光・調色対応ランプは基準値(最大消費電力時)から5lm/W緩和。

■対象範囲・定義

・ 蛍光ランプ、電球形蛍光ランプは、令和 5 年度からはグリーン購入法の対象外としている。
・ 一般照明用の電球形 LED ランプのみが対象。電球形 LED ランプのうち、昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するものは対象外とする。
・ ランプ単体で調達する場合は、直管形の LED ランプは対象外。

■12 自動車等

□乗用車、小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等、トラクタ

■特定調達品目及びその判断の基準

○下記の区分ごとの基準を満たすこと

区分	判断の基準	対応する基本方針の表
乗用車	・電動車等であること(2 段階の判断の基準の設定なし) ・ハイブリッド自動車は2030 年度燃費基準値70%達成レベル以上であること、かつ、令和2(2020)年度燃費基準値以上であること ・カーエアコン冷媒の地球温暖化係数は150 以下であること(令和8 年度まで経過措置適用)	ハイブリッド自動車は表1 (排ガス基準)及び表2(燃費基準)

区分	判断の基準		対応する基本方針の表
	基準値1	基準値2	
小型バス	電動車等	次世代自動車又は一定の燃費性能を満たす車両(2015 年度燃費基準達成)	表1(排ガス基準) 表3(燃費基準)
小型貨物車	電動車等	次世代自動車又は一定の燃費性能を満たす車両(2022 年度燃費基準90%達成)	表1(排ガス基準) 表4－1(ガソリン,軽油燃費基準) 表4－2(LPG)
バス等	電動車等	次世代自動車又は一定の燃費性能を満たす車両(2015 年度燃費基準5%超過達成)	表5(燃費基準)
トラック等	電動車等		表6(燃費基準)
トラクタ	電動車等		表7(燃費基準)

※1 表1は基本方針のガソリン(ハイブリッド自動車を含む)又は LP ガスを燃料とする自動車の車種別の排出ガス基準、表2～表7は車種別・燃料種別の燃費基準

※2 排出ガス及び燃費に係る測定モードは基本方針の表1～表4－1が JC08 モード又は WLTC モード、表4－2が

■対象範囲・定義

・ 電動車等とは、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車及び水素自動車をいう。

・ 次世代自動車とは、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車、水素自動車、天然ガス自動車及びクリーンディーゼル自動車をいう。

□乗用車用タイヤ

参考となる環境ラベル等

低燃費タイヤ統一マーク

＊低燃費タイヤ統一マークは、AAA、AA、A の製品に貼付されており、AAA、AA はグリーン購入法の基準値1を、A は基準値2を満たしています。

■特定調達品目及びその判断の基準

1.以下の転がり抵抗及びウェットグリップ性能を満たすこと。
　基準値1:転がり抵抗係数 7.7 以下かつウェットグリップ性能が 110 以上であること
　基準値2:転がり抵抗係数 9.0 以下かつウェットグリップ性能が 110 以上であること
2.スパイクタイヤでないこと。

■対象範囲・定義

・ 乗用車用タイヤは、市販用タイヤを対象とし、新車等の購入時に装着されているものは除く。

□2サイクルエンジン油

参考となる環境ラベル等	
エコマーク	＊エコマーク(No.110)認定品は、グリーン購入法に適合しています。

■特定調達品目及びその判断の基準
1.生分解度が 28 日以内で 60%以上であること 2.魚類による急性毒性試験の 96 時間 LC50 値が 100mg/L 以上であること

■対象範囲・定義
・ 2 サイクルエンジン油を使用する 2 サイクルエンジンは、陸用ではモータバイク、芝刈り機、刈り払い機などに、水上では船外機などに使用されているが、2 サイクルエンジン油はガソリン燃料と混合し、一部未燃焼オイルとして大気や水中へ排出されるため、特に閉鎖水域において環境負荷が大きいことが問題となっていることから、特定調達品目として設定し、生分解度等の基準を設定している。

■13 消火器

参考となる環境ラベル等	
エコマーク	＊エコマーク(No.127)認定品は、グリーン購入法に適合しています。

■特定調達品目及びその判断の基準	
消火器	次の要件を満たすこと、又はエコマーク認定基準を満たすこと若しくは同等のものであること。 1. 消火薬剤の 40%以上が再生薬剤であること 2. 廃消火器の回収システムがあり、適正処理されるシステムがあること

■対象範囲・定義
・ 対象は、粉末 ABC 消火器とする。(A:普通火災、B:油火災、C:電気火災)。 ・ 定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント(ISO 14040 及び 14044)、カーボンフットプリント ガイドライン(令和 5 年 5 月 経済産業省・環境省作成)等に整合して算定したものとする。詳細は、巻末の「2. 参考資料」を参照。

■14 制服・作業服等

参考となる環境ラベル等	
エコマーク	＊エコマーク認定品は、グリーン購入法に適合しています(条件あり)。
エコ・ユニフォーム	＊エコ・ユニフォームマーク貼付品は、グリーン購入法に適合しています。
PETボトルリサイクル推奨マーク	＊左記マーク品は、再生 PET 配合率 25%以上の判断の基準を満たしています。

■特定調達品目及びその判断の基準	
制服 作業服	【次のいずれかを満たすこと】 1. 再生 PET 樹脂配合率が 25%以上(裏生地を除く) ※ポリエステルが裏生地を除く繊維重量の 50%未満の場合、再生 PET 樹脂は繊維部分重量比 10%かつ、裏生地を除くポリエステル繊維重量比 50%以上 2. 再生 PET 樹脂配合率が 10%以上かつ回収システムの保有 3. 故繊維から得られるポリエステル繊維が 10%以上 4. 植物を原料とする合成繊維が 25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率 10%以上 5. 植物を原料とする合成繊維が 10%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率 4%以上かつ回収システムの保有 6. エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のもであること
帽子	【次のいずれかを満たすこと】 1. 再生 PET 樹脂配合率が 25%以上 ※ポリエステルが繊維重量の 50%未満の場合、再生 PET 樹脂は繊維部分重量比 10%かつ、ポリエステル繊維重量比 50%以上 2. 再生 PET 樹脂配合率が 10%以上かつ回収システムの保有 3. 故繊維から得られるポリエステル繊維が 10%以上 4. 植物を原料とする合成繊維が 25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率 10%以上 5. 植物を原料とする合成繊維が 10%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率 4%以上かつ回収システムの保有
靴	【次のいずれかを満たすこと】 1. 再生 PET 樹脂配合率が甲材繊維重量比 25%以上 ※甲部のポリエステルが繊維重量の 50%未満の場合、再生 PET 樹脂は繊維部分重量比 10%かつ、甲材のポリエステル繊維重量比 50%以上 2. 故繊維から得られるポリエステル繊維が甲材繊維重量比 10%以上 3. 植物を原料とする合成繊維が甲材繊維重量比 25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率 10%以上

■対象範囲・定義
・ 制服・作業服、帽子及び靴については、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品が対象。 ・ 靴に係る「甲材」とは、JIS S 5040(革靴)の付表 1「各部の名称」のつま革、飾革、腰革、べろ、一枚甲及びバックステーの部分に該当する部位材料をいう。

■15 インテリア・寝装寝具

参考となる環境ラベル等		
エコマーク		＊エコマーク認定品は、グリーン購入法に適合しています。
PETボトルリサイクル推奨マーク		＊左記マーク製品は、再生 PET 樹脂 25%以上の基準を満たしています。
フレームマーク		＊左記マーク製品は、グリーン購入法に適合しています。

衛生マットレス		＊左記マーク製品は、グリーン購入法に適合しています。

■特定調達品目及びその判断の基準

カーテン 布製ブラインド	【次のいずれかを満たすこと】 1. 再生 PET 樹脂配合率が 25%以上 ※ポリエステルが繊維重量の 50%未満の場合、再生 PET 樹脂は繊維部分重量比 10%かつ、ポリエステル繊維重量比 50%以上 2. 再生 PET 樹脂配合率が 10%以上かつ回収システムの保有 3. 故繊維から得られるポリエステル繊維が 10%以上 4. 植物を原料とする合成繊維が 25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率 10%以上 5. 植物を原料とする合成繊維が 10%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率 4%以上かつ回収システムの保有
金属製ブラインド	●明度 L＊値が70. 0以下の場合、日射反射率が40. 0%以上、70. 0を超え、80. 0以下の場合は50. 0%以上、80. 0を超える場合は60. 0%以上であること
タイルカーペット	【基準値1】 1.定量的環境情報(カーボンフットプリント)が開示されていること。 2.未利用繊維、故繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計が25%以上 【基準値2】 ●未利用繊維、故繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計が25%以上
タフテッドカーペット 織じゅうたん	【次のいずれかを満たすこと】 ●未利用繊維、故繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計が 25%以上
ニードルパンチカーペット	【次のいずれかを満たすこと】 1. 未利用繊維、故繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計が 25%以上 2. 植物を原料とする合成繊維が 25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率 10%以上 3. 植物を原料とする合成繊維が 10%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率 4%以上かつ回収システムの保有
毛布	【次のいずれかを満たすこと】 1. 再使用した詰物が 80%以上 2. 再生 PET 樹脂配合率が 25%以上 ※ポリエステルが繊維部分の 50%未満の場合、再生 PET 樹脂は繊維部分重量比 10%かつ、ポリエステル繊維重量比 50%以上 3. 再生 PET 樹脂配合率が 10%以上かつ回収システムの保有 4. 故繊維から得られるポリエステル繊維が 10%
ふとん	1. ポリエステルを使用した製品については、次のいずれかを満たすこと ア.再生 PET 樹脂配合率が 50%以上 ※ポリエステルが繊維部分の 50%未満の場合、再生 PET 樹脂は繊維部分重量比 10%かつ、ポリエステル繊維重量比 50%以上 イ.再生 PET 樹脂配合率が 10%以上かつ回収システムの保有 ウ.故繊維から得られるポリエステル繊維が 10% 2. 再使用した詰物が 80%以上

ベッドフレーム	主要素材別の基準を満たすこと、又はエコマーク認定基準を満たすこと。 【主要材料がプラスチックの場合】 ●再生プラスチックがプラスチック重量比 10% 以上 【主要材料が木材の場合】 ●間伐材、端材等の再生資源又は合法材 ※間伐材に係る合法性確認の手続きは、クリーンウッド法の対象物品か否かで異なる。 ホルムアルデヒドの放散速度が 0.02mg／㎡ h 以下 【主要材料が紙の場合】 ●古紙パルプ配合率 50%以上 ●バージンパルプの合法性の担保
マットレス	1.次のいずれかを満たすこと ○ 詰物の再生 PET 樹脂配合率が 25% 以上 ○ 故繊維から得られるポリエステル繊維が 10%以上 ○ 植物を原料とする合成繊維が 25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率が 10%以上 2.フエルトに使用される繊維は未利用繊維又は反毛繊維 3.ホルムアルデヒドの放出量が 75ppm 以下 4.フロン類不使用

■対象範囲・定義

- カーテン、布製ブラインドについては、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品が対象。
- 毛布は、ポリエステル繊維を使用した製品が対象。
- ふとんは、ポリエステル繊維を使用した製品、又は再使用した詰物を使用した製品が対象。
- ベッドフレームは金属製のものは対象外。また、医療用、介護用及び高度医療に用いるもの等は除く。
- マットレスは、高度医療に用いるもの等は除く。

■16 作業手袋

参考となる環境ラベル等

エコマーク ＊エコマーク認定品（NO.103）は、グリーン購入法に適合しています。

■特定調達品目及びその判断の基準

作業手袋	【次のいずれかを満たすこと】 1. 再生 PET 樹脂配合率が 50%以上 2. ポストコンシューマ材料からなる繊維が 50%以上 3. 未利用繊維が 50%以上 4. 植物を原料とする合成繊維が 25%以上、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が 10%以上

■対象範囲・定義

- 主要材料が繊維の製品が対象。革製、ゴム製等の手袋は本項目の対象外とする。
- バイオマスプラスチック又は植物を原料とする合成繊維は、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものに限る。

■17　その他の繊維製品

参考となる環境ラベル等 エコマーク	＊エコマーク認定品は、グリーン購入法に適合しています(条件あり)。
PETボトルリサイクル 推奨マーク	＊左記マーク品は、再生 PET 配合率 25%以上の判断の基準を満たしています。

■特定調達品目及びその判断の基準	
集会用テント	【次のいずれかを満たすこと】 1. 再生 PET 樹脂配合率が 25%以上 ※ポリエステルが繊維部分の 50%未満の場合、再生 PET 樹脂は繊維部分重量比 10%かつ、ポリエステル繊維重量比 50%以上 2. 再生 PET 樹脂配合率が 10%以上かつ回収システムの保有 3. 故繊維から得られるポリエステル繊維が 10%以上 4. 植物を原料とする合成繊維が 25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率 10%以上 5. 植物を原料とする合成繊維が 10%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率 4%以上かつ回収システムの保有
ブルーシート	●再生ポリエチレンが 50%以上
防球ネット	【次のいずれかを満たすこと】 1. 再生 PET 樹脂配合率が 25%以上 ※ポリエステルが繊維部分の 50%未満の場合、再生 PET 樹脂は繊維部分重量比 10%かつ、ポリエステル繊維重量比 50%以上 2. 再生 PET 樹脂配合率が 10%以上かつ回収システムの保有 3. 故繊維から得られるポリエステル繊維が 10%以上 4. 再生ポリエチレンが 50%以上 5. 植物を原料とする合成繊維が 25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率 10%以上
旗 のぼり 幕(横断幕、懸垂幕)	【次のいずれかを満たすこと】 1. 再生 PET 樹脂配合率が 25%以上 ※ポリエステルが繊維部分の 50%未満の場合、再生 PET 樹脂は繊維部分重量比 10%かつ、ポリエステル繊維重量比 50%以上 2. 再生 PET 樹脂配合率が 10%以上かつ回収システムの保有 3. 故繊維から得られるポリエステル繊維が 10%以上 4. 植物を原料とする合成繊維が 25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率 10%以上 5. 植物を原料とする合成繊維が 10%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率 4%以上かつ回収システムの保有
モップ	【次のいずれかを満たすこと】 1. 未利用繊維、リサイクル繊維、その他の再生材料の合計が 25%以上 2. 製品使用後の回収及び再使用のためのシステムの保有

■対象範囲・定義
・ 集会用テントはポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品が対象。 ・ ブルーシートはポリエチレンを使用した製品が対象。 ・ 防球ネットはポリエステル繊維、植物を原料とする合成繊維を使用した製品及びポリエチレンを使用した製品が対象。 ・ 旗、のぼり、幕については、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品が対象。

■18 設備

□太陽光発電システム

■特定調達品目及びその判断の基準	
太陽光発電システム	1. 太陽電池モジュールのセル実効変換効率が、次の区分ごとの基準値以上 シリコン単結晶系太陽電池 16.0% シリコン多結晶系太陽電池 15.0% シリコン薄膜系太陽電池 8.5% 化合物系太陽電池 12.0% 2. 太陽電池モジュール・付属機器の維持・管理等に必要な情報のウエブサイト等による開示 ※基本方針表 2 に記載 3.発電電力量等が確認できること 4.太陽電池モジュールは公称最大出力の 80%以上を最低 10 年間維持するよう設計・製造 5.パワーコンディショナの負荷効率が出荷時の効率の 90%以上を 5 年以上維持するよう設計・製造 6.太陽電池モジュールに係るエネルギーペイバックタイムが 3 年以内 7.太陽電池モジュールは、環境配慮設計の事前評価が行われ、内容が確認できること ＊ 太陽電池モジュールの表3は基本方針の「太陽電池モジュールに係る環境配慮設計の事前評価方法等」の表を指します。 8.修理及び部品交換が容易である等長期使用が可能となる設計

■対象範囲・定義
・ 太陽光発電システムは、商用電源の代替として、10kW 以上の太陽電池モジュールを使用した太陽光発電による電源供給ができる公共・産業用のシステムを対象とする。

□太陽熱利用システム

参考となる環境ラベル等		
エコマーク		＊エコマーク(No.154)認定品は、グリーン購入法に適合しています(一部製品を除く)。
JIS		＊JIS マーク製品は、日集熱効率の基準を満たしています。

■特定調達品目及びその判断の基準	
太陽熱利用システム	1. 日集熱効率が下記の該当する要件を満たすこと。

集熱器の区分			日集熱効率	
集熱媒体・機能	集熱器の形状・透過体		基準値1	基準値2
液体	平板形透過体付き		60%以上	40%以上
	真空ガラス管形		50%以上	40%以上
空気	平板形	透過体付き	40%以上	30%以上
		透過体なし	－	10%以上
太陽光発電機能付き	－		－	10%以上

※空気集熱式の集熱器であって平板形透過体なしのもの及び太陽光発電機能付き集熱器に係る判断の基準は基準値2のみとする。

2. 集熱器及び周辺機器に関する必要な表2の情報の開示

■対象範囲・定義
・ 給湯又は冷暖房用の熱エネルギーとして、太陽エネルギーを利用した公共・産業用のシステムが対象。

□燃料電池

■特定調達品目及びその判断の基準	
燃料電池	商用電源の代替として、燃料中の水素及び空気中の酸素を結合させ、電気エネルギー又は熱エネルギーを取り出すもの

□生ごみ処理機

参考となる環境ラベル等	
エコマーク	＊エコマーク(No.125)認定品は、グリーン購入法に適合しています。

■特定調達品目及びその判断の基準	
生ごみ処理機	バイオ式又は乾燥式等の処理方法により生ごみの減容及び減量等を行う機器

□エネルギー管理システム

■特定調達品目及びその判断の基準	
エネルギー管理システム	建物内で使用する電力等のエネルギーを、受入、変換・搬送及び消費の各ポイントにおいて用途別・設備機器別等で計測することにより、導入拠点において可視化できるシステムであること。

□節水機器

参考となる環境ラベル等	
エコマーク	＊エコマーク(No.158)認定品は、グリーン購入法に適合しています。

■特定調達品目及びその判断の基準

節水器具

〈共通事項〉
1. 電気を使用しないこと。
2. 吐水口装着型にあっては、単一個装置で多様な吐水口に対応できること。

〈個別事項〉
以下の基準を満たすこと。

種類	条件等	吐水流量等の基準
節水コマ	ハンドル開度 120°	20%超 70%以下の吐水流量 (普通コマとの比較)
	ハンドル全開	70%以上 (普通コマとの比較)
定流量弁	ハンドル全開 水圧 0.1～0.7MPa 以下	・適正吐水流量 8L/分 ・用途ごとの設置条件の明記 ・水栓 1 個に対応
泡沫キャップ	ハンドル全開 水圧 0.1～0.7MPa 以下	80%以下 (泡沫キャップなし同型との比較)
	ハンドル全開 水圧 0.1MPa	5L/分以上
流量調整弁	ハンドル全開 水圧 0.1～0.7MPa 以下	80%以下 (流量調整弁なしの同型との比較)
	ハンドル全開 水圧 0.1MPa	洗面所 ： 5L/分 台所・調理場 ： 5L/分 シャワー ： 8L/分 用途ごとの設置条件の明記

■対象範囲・定義

- 節水、節湯を目的として製作した器具が対象。
- 「節水コマ」は、呼び径 13 の水用単水栓に使用されるものであって、弁座パッキン固定用ナットなどを特殊な形状にするなどして、該当品に取り替えるだけで節水が図れるコマとする。既存の水栓のコマとの取替が容易に行えるものであること。
- 「定流量弁」とは、弁の入口側又は出口側の圧力変化にかかわらず、ある範囲で流量を一定に保持する調整弁のうち、流量設定が固定式のものをいう。
- 「泡沫キャップ」は、水流にエアーを混入することにより、節水が図れるキャップとする。
- 「流量調整弁」とは、弁の入口側又は出口側の圧力変化にかかわらず、ある範囲で流量を一定に保持する調整弁のうち、流量設定が可変のものであって、止水栓より吐水口側に設置することにより節水が図れる弁をいう。

□給水栓

参考となる環境ラベル等

エコマーク

＊エコマーク(No.157)認定品は、グリーン購入法に適合しています。

■特定調達品目及びその判断の基準

給水栓

次の要件を満たすこと

給水栓の種類	給水栓の概要及び判断の基準等の概要
節水コマ内蔵水栓	節水を目的とした節水コマを内蔵した水栓 ア．ハンドルを120 度に開いた場合に普通コマ比で20%超70%以下の吐水量 イ．ハンドルを全開の場合に普通コマ比で70%以上の吐水量 ウ．電気を使用しないこと
定流量弁内蔵水栓	弁の入口又は出口側の圧力変化によらず、常に流量を一定に保持する流量弁のうち、流量設定が固定式のものを内蔵した水栓 ア．水圧0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧においてハンドル開度全開で適正吐水流量8L/分以下 イ．水量的に用途に応じた設置できるよう、用途ごとの設置条件を説明書に明記 ウ．電気を使用しないこと
泡沫機能付水栓	水流にエアーを混入することにより節水する水栓 ア．水圧0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧においてハンドル(レバー)開度全開で泡沫キャップなしの同型の水栓の80%以下 イ．水圧0.1MPa 以上、ハンドル(レバー)開度全開で5L/分以上の吐水流量 ウ．電気を使用しないこと
時間止め水栓	設定した時間に達すると自動的に止水する水栓 ア．設定した時間に達すると自動的に止水 イ．右の性能を有する|(設定時間－実時間)/設定時間|≦0.05
定量止め水栓	設定した所定の水量で自動的に止水する水栓 ア．右の性能を有する|(設定止水量－実吐水量)/設定吐水量|≦0.2 イ．電気を使用しないこと
自動水栓 (自己発電機構付)	光学式等のセンサー、電磁弁等を組み込み、自動的に開閉する給水栓のうち、自己発電機構により作動するもの ア．電気的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触で自動で吐水、手を遠ざけた際に自動で止水。止水までの時間は2 秒以内上 イ．水圧0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧で吐水流量が5L/分以上 ウ．単相交流の外部電源が不要で、自己発電機構を有する
自動水栓(AC100V タイプ・乾電池式)	光学式等のセンサー、電磁弁等を組み込み、自動的に開閉する給水栓のうち、AC100V 電源又は乾電池により作動するもの ア及びイの要件は自動水栓(自己発電機構付)と同じ
手元止水機構を有する水栓 (節湯A1)	使用者の操作範囲内で吐水及び止水ができる節湯水栓(シャワー部を含む) ア．吐水切替機能、流量及び温度の調整機能から独立して吐水・止水操作が可能 イ．ボタン、センサー等のスイッチにより使用者の操作範囲内で吐水・止水操作のみが可能
小流量吐水機構を有する水栓 (節湯B1)	小流量吐水性能を有する節湯水栓(シャワー部を含む) 【要件はア又はイいずれか】 ア．流量中に空気を混入させる構造を持たないものは吐水力0.6N 以上 イ．流量中に空気を混入させる構造を持つものは吐水力0.55N 以上
水優先吐水機構を有する水栓 (節湯C1)	意図しない操作による湯の使用を削減する節湯水栓 【要件はア～ウいずれか】 ア．吐水止水操作部と一体の温度調節を行うレバーハンドルが水栓の胴の上面に位置し、レバーハンドルが水栓の正面にあるときに湯が吐出しない構造 イ．吐水止水操作部と一体の温度調節を行うレバーハンドルが水栓の一ハンドルが水平から上方45 度までの角度で湯が吐出しない構造 ウ．湯水の吐水止水操作部から独立して水専用の吐水止水操作部が設けられた構造

■対象範囲・定義

- 各水栓の定義は、上記表の概要のとおり。
- 「節湯水栓」とは、サーモスタット湯水混合水栓、ミキシング湯水混合水栓又はシングル湯水混合水栓のいずれかであって、流量調節部および温度調節部が使用者の操作範囲内にあり、湯の使用量を削減できる水栓をいい、手元止水機構を有する水栓、小流量吐水機構を有する水栓、又は水優先吐水機構を有する水栓などの型式を総称するもの。
- 「サーモスタット湯水混合水栓」とはあらかじめ温度調整ハンドルによって吐水温度を設定することにより、湯水の圧力及び温度変動などがあった場合でも、湯水の混合量を自動的に調整し、設定温度の混合水を供給する機構を組み込んだ湯水混合水栓。
- 「ミキシング湯水混合水栓」一つのハンドル操作によって、吐水温度の調整ができる湯水混合水栓。

・「シングル湯水混合水栓」一つのハンドル操作によって、吐水、止水、吐水流量及び吐水温度の調節ができる湯水混合水栓。

□日射調整フィルム

参考となる環境ラベル等

エコラベル

＊日本ウインドウ・フィルム工業会「エコラベル」貼付品はグリーン購入法に適合しています。

■特定調達品目及びその判断の基準	
日射調整フィルム	1. 遮蔽係数 0.7 未満かつ可視光線透過率 10%以上 ※可視光線透過率 70%以上の場合は、遮蔽係数 0.8 未満で可とする 2. 熱貫流率 5.9W/㎡・K 未満 3. 日射調整性能について、適切な耐候性が確認されている 4. 貼付前後の環境負荷低減が確認されている ※年間を通じた環境負荷に関する情報開示が必要 5. 上記について、ウエブサイト等により容易に確認できる、又は第三者により客観的な立場から審査されている 6. 適切な施工に関する情報の開示
低放射フィルム	1. 可視光線透過率60%以上 2.熱貫流率4.8W/㎡・K未満 3.低放射性能について、適切な耐候性が確認されている 4.貼付前後の環境負荷低減が確認されている ※年間を通じた環境負荷に関する情報開示が必要 5.上記について、ウェブサイト等により容易に確認できる、又は第三者により客観的な立場から審査されている 6.適切な施工に関する情報の開示

■対象範囲・定義

・ 日射調整フィルムは、建築物の窓ガラスに貼付するフィルムであって、室内の冷房効果を高めるために日射遮蔽の機能を持ったフィルムをいう。
・ 低放射フィルム（断熱フィルム）は、建築物の窓ガラスに貼付するフィルムであって、断熱機能を持ったフィルムをいう。

□テレワーク用ライセンス

■特定調達品目及びその判断の基準	
テレワーク用ライセンス	インターネットを介し、遠隔地において業務が遂行できるシステム用アカウントであること。

■対象範囲・定義

・「テレワーク」とは、情報通信技術を活用した、場所と時間を自由に使った柔軟な働き方をいい、勤務場所により、自宅利用型テレワーク（在宅勤務）、モバイル型テレワーク、施設利用型テレワーク（サテライトオフィス等での勤務）に大別される。

□Web会議システム

■特定調達品目及びその判断の基準	
Web会議システム	1. インターネットを介し、遠隔地間等において会議が行えるシステムであること。 2. 他の機関と相互に利用可能な会議システムであること。

■対象範囲・定義
・「Web 会議システム」とは、インターネットを介して音声や映像、メッセージなどのコミュニケーション機能及び資料やデスクトップを共有するための機能を統合した、ブラウザで利用できる会議等を行うためのシステムをいう。

■19 災害備蓄用品

□飲料水・食料（災害備蓄用品）

■特定調達品目及びその判断の基準	
災害備蓄用飲料水	1. 賞味期限が 5 年以上 2. 名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造社名等の記載
アルファ化米 保存パン 乾パン	1. 賞味期限が 5 年以上 2. 名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造社名等の記載
レトルト食品等	1. 賞味期限が 5 年以上 2. 賞味期限が 3 年以上かつ容器等の回収 3. 名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造社名等の記載
栄養調整食品 フリーズドライ食品	1. 賞味期限が 3 年以上 2. 名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造社名等の記載

■対象範囲・定義
・ 飲料水・食料は、災害用に長期保管する目的で調達するものを対象とする。 ・「レトルト食品等」とは、気密性を有する容器に調製した食品を充填し、熱溶融により密封され、常温で長期保存が可能となる処理を行った製品をいう。 ・「栄養調整食品」とは、通常の食品形態であって、ビタミン、ミネラル等の栄養成分を強化した食品をいう。

□生活用品・資材（災害備蓄用品）

参考となる環境ラベル等		
エコマーク		＊エコマーク認定品は、グリーン購入法に適合しています（毛布、作業手袋、テント、ブルーシート）。
PET ボトルリサイクル推奨マーク	PETボトル 再利用品	＊左記マーク品は、再生 PET 配合率 25％以上の判断の基準を満たしています（繊維関連製品）。

<table>
<tr><th colspan="2">■特定調達品目及びその判断の基準</th></tr>
<tr><td>毛布
作業手袋
テント
ブルーシート</td><td>※インテリア寝装寝具、作業手袋、その他繊維製品の項を参照</td></tr>
<tr><td>一次電池
（単1形～単4形）</td><td>1. アルカリ相当以上のもの（マンガン電池でないもの）
（JIS マーク製品）
2. 使用推奨期限が 5 年以上</td></tr>
<tr><td>非常用携帯燃料</td><td>1. 品質保証期限が 5 年以上
2. 名称、原材料名、内容量、品質保証期限、保存方法及び製造社名等の記載</td></tr>
<tr><td>携帯発電機</td><td>1. 排出ガスがエンジンの種別ごとの下記の基準値以下
ア.ガソリンエンジンを搭載する発電機（天然ガス又は LP ガスを燃料として使用するものを含む。）
<table>
<tr><th rowspan="2">排気量の区分</th><th colspan="2">排出ガス基準値（g/kWh）</th></tr>
<tr><th>HC+NOx</th><th>CO</th></tr>
<tr><td>66cc 未満</td><td>50</td><td rowspan="4">610</td></tr>
<tr><td>66cc 以上 100cc 未満</td><td>40</td></tr>
<tr><td>100cc 以上 225cc 未満</td><td>16.1</td></tr>
<tr><td>225cc 以上</td><td>12.1</td></tr>
</table>
備考）排出ガスの測定方法は JIS B 8008-4 の G2 モードによる。
イ.ディーゼルエンジンを搭載する発電機
<table>
<tr><th colspan="3">排出ガス基準値（g/kWh）</th></tr>
<tr><th>NMHC+NOx</th><th>CO</th><th>PM</th></tr>
<tr><td>7.5</td><td>8</td><td>0.4</td></tr>
</table>
備考）排出ガスの測定方法は JIS B 8008-4 の D2 モードによる。
2. 騒音レベルが 98 デシベル以下
3. 連続運転可能時間が 3 時間以上
（カセットボンベ型は 1 時間以上）</td></tr>
<tr><td>非常用携帯電源</td><td>1. 電気容量が 100Wh 以上であること
2. 保証期間または使用推奨期限が 5 年以上であること</td></tr>
</table>

■対象範囲・定義

- 一次電池は、我が国における形状の通称「単 1 形」「単 2 形」「単 3 形」又は「単 4 形」。
- 携帯発電機は、発電機の定格出力が 3kVA 以下の発動発電機。
- 非常用携帯電源は、空気電池により発電し、携帯電話等の機器への充電・給電を目的とした非常用の電源。マグネシウムや亜鉛を利用したものがある。

■20 公共工事

□公共工事

■特定調達品目及びその判断の基準	
公共工事	○契約図書において、一定の環境負荷低減効果が認められる下記に示す資材（材料及び機材を含む。）、建設機械、工法又は目的物の使用が義務付けられていること。

□資材

■特定調達品目及びその判断の基準	
盛土材等 建設汚泥から再生した処理土 土工用水砕スラグ 銅スラグを用いたケーソン中詰め材 フェロニッケルスラグを用いた ケーソン中詰め材 地盤改良材 地盤改良用製鋼スラグ	※品目ごとに内容が変わりますので、詳しくはお問い合わせください
コンクリート用スラグ材 高炉スラグ骨材 フェロニッケルスラグ骨材 銅スラグ骨材 電気炉酸化スラグ骨材	
アスファルト混合物 再生加熱アスファルト混合物 鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物 中温化アスファルト混合物	
路盤材 鉄鋼スラグ混入路盤材 再生骨材等	
小径丸太材 間伐材	
混合セメント 高炉セメント フライアッシュセメント	
セメント エコセメント	
コンクリート及びコンクリート製品 透水性コンクリート	
鉄鋼スラグ水和固化体 鉄鋼スラグブロック	
吹付コンクリート フライアッシュを用いた吹付コンクリート	
塗料 下塗用塗料(重防食) 低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料 高日射反射率塗料	
防水 考日射反射率防水	
舗装材 再生材料を用いた舗装用ブロック(焼成) 再生材料を用いた舗装用ブロック類(プレキャスト無筋コンクリート製品)	

園芸資材 バークたい肥 下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）	
道路照明 LED 道路照明	
中央分離帯ブロック 再生プラスチック製中央分離帯ブロック	
タイル セラミックタイル	
建具 断熱サッシ・ドア	
製材等 製材 集成材 合板	
フローリング フローリング	
再生木質ボード パーティクルボード 繊維板 木質系セメント板	
木材・プラスチック複合材製品 木材・プラスチック再生複合材製品	
ビニル系床材 ビニル系床材	
断熱材 断熱材	
照明機器 照明制御システム	
変圧器 変圧器	
空調用機器 吸収冷温水機 氷蓄熱式空調機器 ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機 送風機 ポンプ	
配管材 排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	
衛生器具 自動水栓 自動洗浄装置及びその組み込み 小便器 大便器	
コンクリート用型枠 再生材料を使用した型枠 合板型枠	

□建設機械

排出ガス対策型建設機械 低騒音型建設機械	※品目ごとに内容が変わりますので、詳しくはお問い合わせください

□工法

建設発生土有効利用工法 　低品質土有効利用工法	※品目ごとに内容が変わりますので、詳しくはお問い合わせください
建設汚泥再生処理工法 　建設汚泥再生処理工法	
コンクリート塊再生処理工法 　コンクリート塊再生処理工法	
舗装（表層） 　路上表層再生工法	
舗装（路盤） 　路上再生路盤工法	
法面緑化工法 　伐採材又は建設発生土を活用した 　法面緑化工法	
山留め工法 　泥土低減型ソイルセメント柱列壁 　工法	

□目的物

舗装 　排水性舗装 　透水性舗装	※品目ごとに内容が変わりますので、詳しくはお問い合わせください
屋上緑化 　屋上緑化	

■21　役務

□省エネルギー診断

■特定調達品目及びその判断の基準	
省エネルギー診断	省エネルギー診断に係る技術資格者が、設備の稼動状況、運用状況、エネルギー使用量等について調査分析し、省エネ対策に係る設備・機器の導入、改修及び運用改善、並びにエネルギー管理体制・管理方法の提案がなされること。

■対象範囲・定義
・ 庁舎等における設備等の稼働状況、運用状況、エネルギー使用量その他必要な項目の調査・分析の委託。

□印刷

参考となる環境ラベル等		
グリーンプリンティング認定制度		＊グリーンプリンティング認定工場は、印刷工程に係る基準を満たしています。
エコマーク		＊エコマーク認定品（紙製の印刷物）は、グリーン購入法の印刷の用紙及び印刷工程の基準を満たしています。
NLマーク		＊NL マークは、インキの化学安全性の基準を満たしています。
バタフライロゴ		＊水なしオフセット印刷で印刷した印刷物に記載できるマークです。

■特定調達品目及びその判断の基準

印刷

【オフセット印刷・デジタル印刷共通事項】

1.判断の基準を満たす情報・印刷用紙の使用（冊子の表紙は除く）
（印刷用紙は令和5年度は暫定的に総合評価値70以上）

2.リサイクル適性 A ランクの用紙、インキ等の資材の使用
※印刷物の用途・目的からその他のランクの用紙を使用する場合は、使用部位、廃棄又はリサイクル方法を記載

3.印刷物へのリサイクル適性の表示
※納入事業者に資材確認票の提出を求めること等により確認

4.印刷工程における環境配慮の実施

【個別事項】

<オフセット印刷>

1.バイオマスを含有したインキの使用（植物油インキ、大豆油インキなど。芳香族成分が 1%未満の溶剤のみを用いるインキ）

2.NL 規制（印刷インキ工業連合会）適合インキの使用

<デジタル印刷>

・化学安全性の確認されたトナー又はインキの使用

印刷方式等		化学安全性の定義
オフセット印刷		1.NL 規制適合 2.SDS を備えている
デジタル印刷	電子写真方式（乾式トナー）	1.次の物質の意図的添加がない RoHS 指令物質、EU の R フレーズ物質 危険シンボル、アゾ基着色剤 2.Ames 試験で陰性である 3.SDS を備えている
デジタル印刷	電子写真方式（湿式トナー） インクジェット方式	1.NL 規制適合または RoHS 指令適合 2.SDS を備えている

■対象範囲・定義

・「印刷」の対象は、紙製の報告書類、ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物を印刷する役務とし、文具類（封筒、けい紙、起案用紙等）等、他の品目として調達する場合は印刷役務の対象から除く。
・「オフセット印刷」とは、印刷版の印刷インキを被写体に転移し、さらにこれを紙などに再転移する印刷方式。
・「デジタル印刷」とは、無版印刷であって電子写真方式又はインクジェット方式による印刷方式。
・「リサイクル適性の表示」は、次の表現とすること。ただし、長期間にわたり保存・保管する等リサイクルを前提としない印刷物については適用しない。
・ A ランクの材料のみ使用する場合は、「印刷用の紙にリサイクルできます」
・ A 又は B ランクの材料のみを使用（ア. の場合を除く）する場合は「板紙にリサイクルできます」
・ C 又は D ランクの材料を使用する場合は「リサイクルに適さない資材を使用しています」
※なお、製本加工したカレンダーで、綴じ部と本紙が分離可能なものについては、本紙の用紙ごとにリサイクル適性を表示すること。

□食堂

■特定調達品目及びその判断の基準

食堂	1.生ごみ処理機等による適正処理 2.繰り返し使用できる食器（リユース食器）の使用 3.ワンウェイのプラスチック製の容器等の不使用（利用者の飲食に支障を来す場合又は代替する手段がない場合を除く） 4.食品廃棄物の発生量の把握並びに発生抑制及び再生利用等のための計画の策定、目標の設定 5.食品廃棄物等の単位当たり発生量が目標値以下（食品廃棄物等の発生抑制の目標値が設定されている業種に適用） 6.食品循環資源の再生利用等の実施率が、判断基準省令で定める基準実施率を達成していること又は目標年に目標値を達成する計画を策定 7.食品ロスの削減（提供する量の調整、持ち帰り用容器の提供等） 8.食堂利用者に対する飲食物の食べ残し削減の呼びかけ、啓発等 9.食堂の運用に伴うエネルギー使用量（電力、ガス、水等）の把握、省エネルギー、節水のための措置

■対象範囲・定義

・ 庁舎又は敷地内において委託契約等により営業する食堂が対象。
・ ワンウェイのプラスチック製の容器等の不使用について、対象となる場所及び品物は下記のとおり。ただし、利用者の飲食に支障を来す場合又は代替する手段がない場合には本基準は適用しない。代替可能か否かは、発注者と受注者において協議の上判断する。

場　所	対象／対象外
食堂内	対象
食堂外（店頭）	対象外
食堂外（庁舎内移動販売）	対象外

品　物	対象／対象外
弁当、調理食品（麺類等）	対象
コーヒー用のミルク、ふりかけ、ドレッシング等を小容器、小袋で提供	対象
納豆、もずく等を容器のまま提供	対象
飲料、デザート等の既製品を容器のまま提供	対象
ストロー、スプーン、フォークを有償又は無償で提供	対象

事　例	対象／対象外
食堂外で製造した弁当、デザート、飲料等を食堂内で販売する行為	対象
食堂内で製造した弁当を店頭や庁舎内移動販売により提供する行為	対象外

・ ワンウェイのプラスチック製の容器等とは、一般的に一度だけ使用した後に廃棄することが想定されるプラスチック製のもので、具体的には、飲料用のペットボトル、カップ、カップの蓋、ストロー、マドラー、シロップやミルクの容器等を指す。
・ 配慮事項における「有機農業」とは、有機農業の推進に関する法律（平成 18 年法律第 112 号）第2条を踏まえ、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。
・ 会議等において提供される飲物等を庁舎又は敷地内において委託契約等により営業している食堂・喫茶店等の飲食店から調達する場合は、本項の判断の基準を準用する。

□自動車専用タイヤ更生

参考となる環境ラベル等

JISマーク

＊JIS マーク製品は、リトレッドタイヤの判断の基準を満たしています。

■特定調達品目及びその判断の基準	
自動車専用タイヤ更生	リトレッド（タイヤ更生）又はリグルーブの実施

■対象範囲・定義

・ 対象とするタイヤは、「小形トラック用タイヤ」「トラック及びバス用タイヤ」「産業車両用タイヤ」及び「建設車両用タイヤ」とする。

□自動車整備

■特定調達品目及びその判断の基準	
自動車整備	1. リサイクル部品による修理（リユース部品又はリビルド部品の使用） 2. エンジン洗浄を実施する場合下記を満たすこと ア. CO 及び HC が洗浄前後で 20%以上削減されること イ. エンジン洗浄の実施直後及び法定 12 か月点検において、20%以上の削減効果がなかった場合、無償で再度エンジン洗浄を実施

■対象範囲・定義

・ リサイクル部品による修理は、定期点検整備のほか、故障、事故等による自動車修理等を行うために、自動車整備事業者等に発注する役務であって、部品交換を伴うもの（消耗品の交換を除く。）が対象。
・ 自動車整備の対象は、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（ただし、二輪車は除く。）。

□庁舎管理

■特定調達品目及びその判断の基準	
庁舎管理	<共通> 1. 特定調達物品等の使用 2. 省エネ法(工場等に係る措置)の管理標準※1 に基づくエネルギー使用の合理化 3. 省エネルギー計画の立案、対策の選定、当該対策に係る実施基準※2 等に基づく実施状況及び対策効果を施設管理者に毎月報告。対策の実施結果を踏まえた省エネルギー対策の見直しの実施 4. 省エネルギー診断の診断結果に基づく設備・機器等の運用改善の措置 5. エネルギー管理システムによるエネルギー消費の可視化及びデータ分析結果に基づくエネルギー消費効率化の措置 6. フロン類の漏えい防止のための適切な措置 <常駐管理> ●エネルギー又は水の使用量、廃棄物の排出量に関する月次報告、分析と削減対策の提案等(施設利用者と連携して行う対策を含む) <常駐管理以外> ●エネルギー又は水の使用量、廃棄物の排出量に関する分析と削減対策の提案等

■対象範囲・定義
・「常駐管理」とは定められた時刻において、業務実施者が常駐し、常時施設の運転・監視及び日常点検・保守等の業務にあたる管理形態をいう。 ・「施設利用者」とは、入居者又は来庁者をいう。 ・「フロン類」とは、フロン排出抑制法(平成 13 年法律第 64 号)第 2 条第 1 項に定める物質をいう。

□加煙試験

■特定調達品目及びその判断の基準	
加煙試験	加煙試験器の発煙体にフロン類が使用されていないこと。

■対象範囲・定義
・ 加煙試験とは、消防設備点検業務等において実施されるもので、建物などの天井、廊下、階段等に設置された煙検知器の作動試験を行うこと。 ・「フロン類」とは、フロン排出抑制法第 2 条第 1 項に定める物質をいう。詳細は、巻末の「2. 参考資料」を参照。

□清掃

■特定調達品目及びその判断の基準	
清掃	○次の①又は②のいずれかの要件を満たすこと。 ①次のア～カの要件を満たすこと。 ア.特定調達物品等の使用 イ.洗面所の手洗い洗剤は、廃油又は動植物油脂。植物油脂は持続可能な原料の使用 ウ.ごみの適切な分別回収 エ.古紙の適切な分別、改善案の提示 オ.床維持剤（ワックス）、洗浄剤の VOC 低減 カ.環境負荷低減が図れる具体的清掃方法の提案 ②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。

■対象範囲・定義
・ 植物油脂の持続可能な原料の使用とは、石けん液又は石けんの製造事業者が、原料に係る持続可能な調達方針を作成した上で、当該方針に基づき原料を調達している場合をいう。 ・ 揮発性有機化合物（VOC）の指針値については、厚生労働省の定める室内濃度指針値に基づくものとする。 ・ 環境負荷低減が図られる清掃方法等とは、汚染度別の清掃方法の採用、室内環境の汚染前に除去する予防的清掃方法の採用、清掃用機材の性能維持による確実な汚染除去の実施等をいう。 ・ 洗剤については、家庭用品品質表示法に基づく水素イオン濃度（pH）の区分を参考とすること。なお、床維持剤及び床用洗浄剤については、原液で pH5～pH9 が望ましい。 ・「指定化学物質」とは、PRTR 法の対象となる物質をいう。

□タイルカーペット洗浄

■特定調達品目及びその判断の基準	
タイルカーペット洗浄	1.使用する機器の消費電力が 0.22kWh/㎡以下 2.使用する水量が 40L/㎡以下 3.清掃に係る判断の基準を満たす洗剤等の使用 4.洗浄完了後の回収水の透視度が 5 ポイント以上

■対象範囲・定義
・「タイルカーペット洗浄」とは、敷設されたタイルカーペットを取り外し、施工現場又は事業所等においてタイルカーペットの汚れを遊離、分解し洗い流すとともに、汚水が残らないように吸引若しくは脱水することをいう。

□植栽管理、害虫防除

■特定調達品目及びその判断の基準	
植栽管理	1.特定調達物品等の使用 2.総合的害虫防除 3.農薬の使用削減及び農薬取締法に基づく農薬の適正使用
害虫防除	1.特定調達物品等の使用 2.殺虫剤、殺そ剤の適正利用を含む総合的害虫防除 3.害虫等の発生、侵入防止措置 4.事前計画・目標の設定、作業後の効果判定 5.殺虫剤の適正かつ効果的な使用

■対象範囲・定義
・ 対象とする「植栽管理」は、庁舎周辺等の植栽地及び屋上緑化等の管理。 ・ 対象とする「害虫防除」は建築物における衛生的環境の確保に関する法律を基本に、庁舎等のねずみ・昆虫、外来生物等その他人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物等の防除。

□輸配送、旅客輸送

参考となる環境ラベル等	
グリーン経営認証	*グリーン経営認証取得事業者（交通エコロジー・モビリティ財団）は、輸送に係る判断の基準を満たしています。

■特定調達品目及びその判断の基準	
輸配送	1.エネルギーの使用に係る実態・取組効果の把握 2.環境保全のための仕組み・体制の整備 3.エコドライブ推進の措置 4.車両の点検・整備の実施 5.モーダルシフトの実施 6.輸配送効率の向上のための措置 7.判断の基準の適合状況のウエブサイト等による公表等
旅客輸送	1.エネルギーの使用に係る実態・取組効果の把握 2.環境保全のための仕組み・体制の整備 3.エコドライブ推進の措置 4.車両の点検・整備の実施 5.旅客輸送効率の向上、空車走行距離の削減のための措置 6.判断の基準の適合状況のウエブサイト等による公表等

■対象範囲・定義
＜輸配送＞ ・ 国内向けの信書、宅配便、小包郵便物（一般、冊子等）及びメール便の配送の委託。 ア. 「信書」とは、特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書をいう。 イ. 「宅配便」とは、一般貨物自動車運送事業の特別積合せ貨物運送又はこれに準ずる貨物の運送及び利用運送事業の鉄道貨物運送、内航海運、貨物自動車運送、航空貨物運送のいずれか又はこれらを組み合わせて利用する運送であって、重量 30kg 以下の一口一個の貨物をいう。 ウ. 「メール便」とは、書籍、雑誌、商品目録等比較的軽量な荷物を荷送人から引き受け、それらを荷受人の郵便受箱等に投函することにより運送行為を終了する運送サービスであって、重量 1kg 以下の一口一冊の貨物をいう。 ・「環境保全のための仕組み・体制の整備」とは、環境に関する計画・目標を策定するとともに、当該計画等の実施体制を定め、環境保全に向けた取組を推進することをいう。 ＜旅客輸送＞ ・ 一般貸切旅客自動車（バス）、一般乗用旅客自動車（タクシー）の利用の契約

□機密文書処理

参考となる環境ラベル等	
エコマーク	＊エコマーク（No.506）の認定サービスは、グリーン購入法に適合しています。

■特定調達品目及びその判断の基準	
機密文書処理	1. 施設の状況に応じた分別・回収・処理方法の提案 2. 機密文書の処理にあたって、製紙原料として利用可能な処理の実施 ア. 古紙再生の阻害となるものを除去する設備・体制の構築 イ. 直接溶解処理にあたっては、異物除去システムが導入された設備における処理 ウ. 破砕処理にあたっては、可能な限り紙の繊維が保持される処理の実施 3. 機密処理・リサイクル管理票の提示

■対象範囲・定義
・「機密処理・リサイクル管理票」とは、回収された機密文書が機密抹消処理後に製紙原料として使用されたことを証明する書類をいう。この証明書は溶解、破砕などの処理を事業者に委託した場合に提示される。

□庁舎等において営業を行う小売業務

■特定調達品目及びその判断の基準	
庁舎等において営業を行う小売業務	1.容器包装の過剰な使用抑制のための独自の取組の実施 2.消費者のワンウェイ製品及び容器包装廃棄物の排出抑制のための独自の取組の実施 3.食品を取り扱う場合は、次の要件を満たすこと ア.食品廃棄物の発生量の把握並びに発生抑制及び再生利用等のための計画の策定、目標の設定 イ.食品廃棄物の発生抑制のための消費者への呼びかけ、啓発等 ウ.持続可能性に関する食品の原材料の調達方針等の公表 エ.食品廃棄物等の単位当たり発生量が目標値以下（食品廃棄物等の発生抑制の目標値が設定されている業種に適用） オ.食品循環資源の再生利用等の実施率が、判断基準省令で定める基準実施率を達成していること又は目標年に目標値を達成する計画を策定 4.取扱商品の容器包装のうち、再使用を前提とするものについては、当該店舗において返却・回収 5.ワンウェイのプラスチック製の買物袋（レジ袋）を提供する場合は、次の要件を満たすこと ア.提供するすべての買物袋にバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが 25%以上使用 イ.呼び厚さが 0.02mm 以下であること ウ.素材が単一であるなど再生利用のための工夫

■対象範囲・定義
・ 庁舎又は敷地内において委託契約等により営業を行う小売業務が対象。 ・ 判断の基準及び配慮事項の「再生利用等」は、食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）に基づく再生利用等をいう。食品リサイクル法に基づく再生利用等の業種別目標値は、食品小売業が 60%、外食産業が 50%である（2019～2023 年度までの目標値）。 ・ 食品循環資源の再生利用等の基準実施率は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（判断基準省令）による。 ・ 判断の基準の「発生抑制」とは、判断基準省令に基づく食品廃棄物等の発生の抑制をいう。 ・ 判断の基準の「持続可能性に関する調達方針等」とは、事業者が環境、社会、経済活動等の方向性を示した方針等に、持続可能な調達に関する記述が含まれたものをいう。「持続可能な調達」とは、持続可能性に関する方針を明示している生産者・流通業者からの調達など持続可能な生産・消費に資する調達をいう。

□クリーニング

■特定調達品目及びその判断の基準	
クリーニング	1.ドレンの回収及び再利用による省エネルギー、水資源の節約等 2.エコドライブの実施 3.ハンガーの回収及び再使用の仕組みの構築 4.袋・包装材の削減のための独自の取組の実施

■対象範囲・定義
・「袋・包装材」とは、持ち帰りのためにクリーニング品などを入れるための袋、クリーニング品にほこり、汚れなどが付着することを防ぐための袋等をいう。

□自動販売機設置

■特定調達品目及びその判断の基準	
飲料自動販売機設置	1.以下のエネルギー消費効率の基準値を満たすこと ＜缶・ボトル飲料自動販売機＞ ・省エネ法に基づくエネルギー消費効率が 1000kWh 以下 ・省エネ法に基づくエネルギー消費効率基準達成率 120%以上 ＜紙容器飲料・カップ式自動販売機＞ ・省エネ法に基づくエネルギー消費効率基準達成率 100%以上 2.以下のエネルギー消費効率以外の基準をすべて満たすこと ア.ノンフロン機であること イ.環境配慮設計及びその実施状況の公表 ウ.本体機器の照明には LED が使用されていること エ.特定の化学物質の含有率が基準値以下、含有情報の公表 オ.照明が常時消灯されていること（屋内設置の場合） カ.飲料容器の回収箱の設置、容器の分別回収及びリサイクルの実施 キ.使用済自動販売機の回収リサイクルシステムの保有

■対象範囲・定義
・ 缶・ボトル飲料、紙容器飲料及びカップ式飲料自動販売機の設置を対象とする。ただし、①商品を常温又は常温に近い温度のみで保存する収容スペースをもつもの、②台の上に載せて使用する小型の卓上型のもの③車両等特定の場所で使用することを目的とするもの、④電子冷却（ペルチェ冷却等）により、飲料（原料）を冷却しているものは除く。

□引越輸送

参考となる環境ラベル等 グリーン経営認証	*グリーン経営認証取得事業者(交通エコロジー・モビリティ財団)は、輸送に係る判断の基準を満たしています。

■特定調達品目及びその判断の基準	
引越輸送	1.特定調達物品の使用(梱包及び養生) 2.反復利用可能な梱包用資材及び養生用資材の使用 3.引越終了後の梱包用資材の回収の実施 4.自動車による輸送を伴う場合は、次の要件を満たすこと。 ・エネルギーの使用に係る実態・取組効果の把握 ・環境保全のための仕組み・体制の整備 ・エコドライブ推進の措置 ・車両の点検・整備の実施

■対象範囲・定義
・ 庁舎移転等(庁舎・ビル間移転、庁舎・ビル内移動、フロア内移動を含む。)に伴う什器、物品、書類等の引越輸送業務及びこれに附帯する梱包・開梱、配置、養生等の役務。美術品、精密機器、動植物等の特殊な梱包及び運送、管理等が必要となる特殊な品目を除く。

□会議運営

■特定調達品目及びその判断の基準	
会議運営	1.紙類の基準を満たす用紙の使用、適正部数の印刷、両面印刷等による紙資料の削減 2.ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物の印刷に当たっては、「印刷」の判断の基準を満たすこと 3.紙の資料、印刷物等の残部のうち、不要なものについてはリサイクルを行うこと。 4.会議の参加者に対し、次の取組の奨励を行うこと。 ア. 公共交通機関の利用 イ. クールビズ・ウォームビズ ウ. 筆記具等の持参 5.飲料等が提供される場合には、次の要件を満たすこと。 ア.ワンウェイのプラスチック製品及びプラスチック製容器包装の不使用 イ.繰り返し利用可能な容器等の使用又は容器包装の返却・回収

■対象範囲・定義
・ 委託契約等により会議の運営を含む業務。会議の運営単体だけでなく、他の役務において会議体の設置、運営を含む場合にも適用する。

□印刷機能等提供業務

■特定調達品目及びその判断の基準	
印刷機能等提供業務	1.コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機、プリンタ、プリンタ複合機、ファクシミリ、スキャナ並びにデジタル印刷機を導入する場合は、次の判断の基準を満たすこと。 ・各機器は、基本方針の当該品目の判断の基準を満たすこと。 ・資源有効利用促進法に基づく特定再利用業種に該当する機器は、契約終了後に使用済みの機器を回収し、回収した部品の再使用又は材料の再生利用が行われること。再使用又は再生利用できない部分については、減量化等による適正処理を行い、単純埋立てされないこと。 2.カートリッジ等を供給する場合は、基本方針の当該品目の判断の基準を満たすこと。 3.特定調達品目に該当する用紙を供給する場合は、基本方針の当該品目の判断の基準を満たすこと。 4.機器の使用実績等を把握し、その状況を踏まえた以下の提案を行うこと。 ア.紙及びトナー又はインクの使用量の削減対策 イ.環境負荷低減に向けた適切な機器の製品仕様及び設置台数

■対象範囲・定義
・ 印刷機能等提供業務の範囲は保守業務を含む以下のいずれかの業務とする。 ア. 機器の導入及び保守業務及び消耗品の供給業務 イ. 機器の導入及び保守業務 ウ. 保守業務及び消耗品の供給業務 ・ コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機、プリンタ、プリンタ複合機、ファクシミリ及びスキャナは、基本方針に示す「5.画像機器等」、デジタル印刷機は、「7.オフィス機器等」の対象となる機器を導入する場合に適用される。カートリッジ等は、「5-6 カートリッジ等」の対象となるトナーカートリッジ、インクカートリッジをいう。 ・ 資源有効利用促進法に基づく特定再利用業種には、複写機の製造業(その事業年度における複写機の生産台数が一千台以上のメーカー)が該当する。

■22 ごみ袋等

□プラスチック製ごみ袋

参考となる環境ラベル等	
エコマーク	＊エコマーク(No.128 分類 E)認定品は、グリーン購入法に適合しています。
バイオプラスチックマーク	＊バイオマスプラスチックマーク 25%以上配合品はグリーン購入法の原料配合率の基準を満たしています。
バイオマスマーク	＊バイオマスマーク 25%以上配合品はグリーン購入法の原料配合率の基準を満たしています。

■特定調達品目及びその判断の基準	
プラスチック製ごみ袋	1.次のいずれかの要件を満たすこと。 次のア若しくはイのいずれかの要件を満たし、並びにウ及びエの要件を満たすこと。 ア. バイオマスプラスチック 25%以上使用(バイオベース合成ポリマー含有率 25%以上) イ. 再生プラスチック 40%以上使用 ウ. 上記 1.ア又は 1.イに関する情報の表示 エ. プラスチックの添加剤としての充填剤の不使用 2.エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。

■対象範囲・定義
・ 一般の行政事務において発生した廃棄物の焼却処理に使用することを想定したプラスチック製のごみ袋であって、他の法令において満たすべき品質や基準等が定められている場合、地方公共団体が一般廃棄物処理に当たって指定した場合、特殊な用途等に使用する場合等を除く。